

南島原市地域クラブ指導者人才リスト

【作成目的】

南島原市立各小中学校の運動・文化活動の地域クラブ等(以下「地域クラブ」という。)に所属する児童・生徒が、運動・文化活動に親しむことができる機会を確保することを目的し、南島原市地域クラブ指導者人才リスト(以下「人才リスト」という。)を作成する。

人才リストへ登録(以下「登録」という。)し、登録が完了した者(以下「登録者」という。)は、地域クラブからの要請により、地域クラブの指導者として派遣される。(以下「指導者」という。)

【業務主体及び業務内容】

南島原市教育委員会生涯学習課(以下「生涯学習課」という。)は、人才リストに係る業務として次に掲げる業務を行う。

- (1) 登録者の募集及び登録に関すること。
- (2) 登録者の情報提供及び指導者派遣に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要と認められること。

【登録対象者】

人才リストの登録の対象となる者は、下記の要件に該当するものとする。

- (1) 地域クラブで指導する意思又は意欲を有する者であること。(指導経験の有無は問わない)
- (2) 18歳以上の者であること。(高校生不可)
- (3) 本市策定のガイドライン(令和6年度中に登録者の意見を含めて内容を検討する)に沿って指導を行う者。
- (4) これまでに協会等から、体罰、各種ハラスメント等その他の指導者等として不適格と指導を受けたことがない者。
- (5) こども性暴力防止法の趣旨に従って、性犯罪前科の確認など適切に対応するためにアカウント登録等に了承する者

【登録】

登録を希望する者は、人才リスト登録申込み(QRコード)から入力する。QRコード入力内容を送信し、申し込みを完了する。生涯学習課は、申し込みがあったときは、人才リストへ登録し、学校教育課及び地域クラブ等と共有する。

【登録の取消・指導の停止】

指導者は、登録を廃止し、指導を停止しようとするときは、地域クラブの許可を受ける。生涯学習課は、登録者及び指導者が登録の対象となる要件のいずれかに反する行為が認められた時は、登録の取り消し及び地域クラブの指導を停止することができる。

【人才リストの運用】

生涯学習は、人才リストを南島原市内の小中学校及び地域クラブと共有するものとする。運用について下記の(1)から(3)の手順を行う。

- (1) 地域クラブ等は必要に応じて登録者の派遣を生涯学習課へ依頼する。
- (2) 生涯学習課は登録者に派遣内容等を連絡する。
- (3) 登録者は依頼された地域クラブと協議し、指導等(指導形態・謝金等)について合意形成を行い指導者として活動する。

【事務】

人才リストに関する事務は、生涯学習課スポーツ振興班において処理する。

【補則】

この定めのほか、人才リストに関し必要な事項は、生涯学習課長が別に定める。